

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 給与条例別表第8、給与等条例別表第6及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 給与条例第27条又は給与等条例第22条に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 給与条例別表第8、給与等条例別表第6及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>扶養親族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び給与条例第27条又は給与等条例第22条に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）</u>を有する者</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。